

令和8年7月3日	資料 2
第3回 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の在り方に関する検討会	

労働者の健康保持増進の実態把握の進め方について

第3回事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

調査方法（案）

※本検討会の議論を踏まえ、予算額等を勘案し、調査規模や実施時期を含め、詳細は今後検討予定。

調査実施主体

より詳細な調査を行うため、専門の調査機関に依頼。

目的

労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働衛生行政運営の推進に資することを目的とする。

調査対象

(1)地域

日本国全域

(2)産業

日本標準産業分類（令和5年[2023年]7月改定）による「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

(3)事業所

令和6年経済センサス基礎調査を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化し、無作為に抽出した約14,000事業所

(4) 個人

上記の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人

参考：令和6年「労働安全衛生調査（実態調査）」

調査方法（案）

※本検討会の議論を踏まえ、予算額等を勘案し、調査規模や実施時期を含め、詳細は今後検討予定。

調査事項（事業所）

健康保持増進対策の実施状況		実施した、実施していない
実施の内容	1次予防に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険者と連携した保健事業、○運動指導、○歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導、○食習慣や食行動の改善に向けた栄養指導 ○睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた保健指導 ○メンタルヘルスケア、○個別の健康相談窓口の設置、○労働者への健康教育や啓発活動
	2次予防に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○がん検診等の実施状況（実施の有無、産業保健スタッフの業務、所見のあった労働者に対する措置、女性特有の健康課題に関する問診の有無等） ○健康教育（がん検診等の意義、科学的根拠に関する知識、精密検査や専門医への受診の必要性、利用可能な自治体や医療保険者が実施する保健事業の紹介等） ○健康指導（がん検診等の検査結果等を踏まえた精密検査の受診や治療に向けた保健指導） ○受診機会の提供、費用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者又は保険者と連携して職場で実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供 ・住民検診（労働者の居住する市町村検診）の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等 ○検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの配布、ポスターやサイト等への社内掲示 ・全ての労働者を対象としたメールや社内通達の発出 ・医療保険者が保健事業等で実施する健診の案内 ・利用可能な自治体の検診等の案内、費用助成、特別休暇の付与 ・健診実施者に対する精密検査の受診勧奨の業務委託 ・治療と就業の両立支援の取組の周知

調査事項（個人）

2次予防に関する取組	がん検診等の受診に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年の受診の有無 ・受診の機会（事業者又は保険者と連携して職場で実施する健康診断の機会、住民検診（労働者の居住する市町村検診）、その他） ・受診場所（病院、健診実施機関（施設/巡回）、その他） ・費用負担（自費、事業者、その他） ・推奨の認知度、実施の有無 など
	精密検査の受診に関する事項	過去1年間の有所見の有無、再検査・精密検査の有無、事業者や健診機関からの勧奨の有無 等
	受診行動に関する事項	がん等の検診等を受けるきっかけとなった事業所の取組※（がん等の検診や精密検査を未受診者はきっかけとなると思う事業所の取組の内容）

※がん検診等：がん、女性特有の健康課題（月経困難症、過多月経症、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患等に係る検査

(参考) 労働安全衛生法第70条の2により示される指針に基づき実施される労働者の健康の保持増進措置に関する調査

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）

調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

調査対象

(1) 事業所

事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約14,000事業所

(2) 個人

上記の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

調査項目

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、化学物質のばく露防止対策に関する事項、建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項、産業保健に関する事項（THPの実施を含む）、安全衛生管理体制に関する事項、労働災害防止対策に関する事項

(2) 個人調査

労働者の属性等に関する事項、勤務の状況に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、一般健康診断に関する事項

労働安全衛生法第70条の2により示される指針に基づき実施される労働者の健康の保持増進措置の実施率

令和8年4月24日

第1回 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の在り方に関する検討会

資料2

(健康教育等)

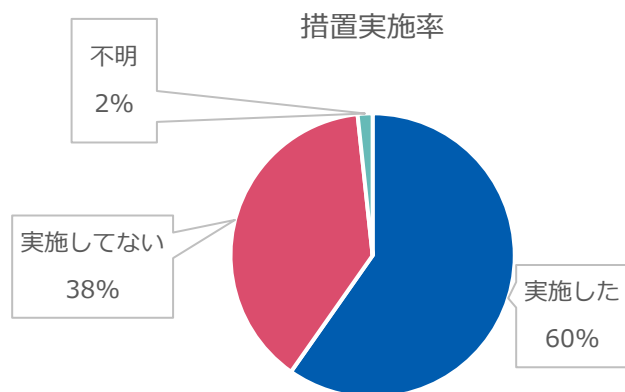
第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(健康の保持増進のための指針の公表等)

第七十条の二 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

労働者の健康の保持増進措置実施率

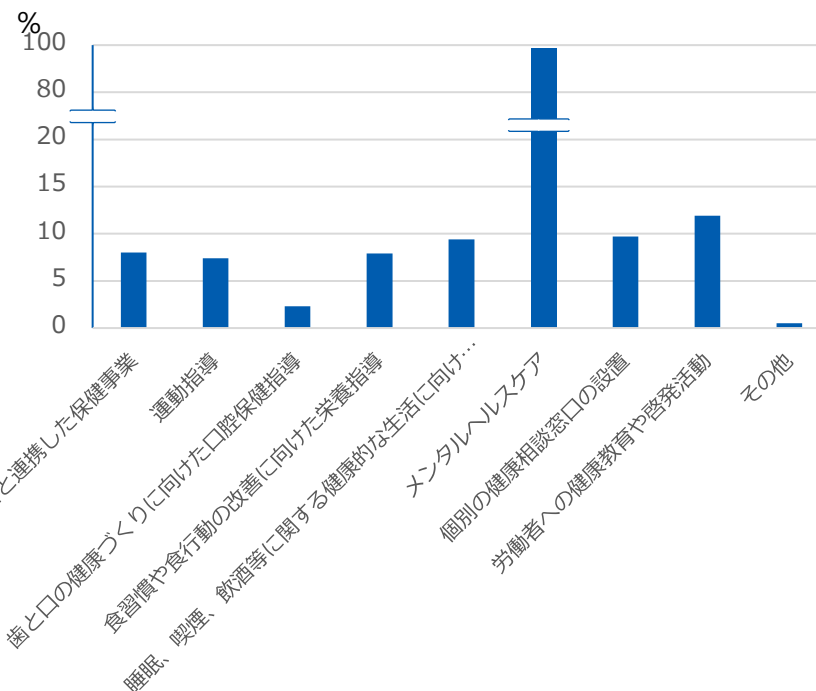


措置を実施 (%)

事業場規模別	措置を実施 (%)
合計	59.8
1,000人以上	98.6
500～999人	99.7
300～499人	97.9
100～299人	97.5
50～99人	92.3
10～49人	53.8
30～49人	71.4
10～29人	50.3

措置実施事業場における実施内容別実施率

実施内容別実施率(複数選択)



令和3年労働安全衛生調査(実態調査)